

8 三鳥獣協広告第 1 号

令和 8 年 8 月 14 日

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

三原村有害鳥獣被害対策協議会

会長 武内 則男

1. 一般競争入札に付する事項

- (1)事業主体：三原村有害鳥獣被害対策協議会
- (2)購入物品：組立移動式サル用囲い罟 数量：1 基
- (3)納入場所：三原村成山地区
- (4)納入期限：令和 8 年 12 月 25 日

2. 入札参加資格

- (1)農林水産省の機関、都道府県、市町村から指名停止の措置を受けていないこと。
- (2)有害鳥獣被害対策事業に係る物品の納入実績があること。
- (3)当該事業を期限内に適切に履行できる者
- (4)三原村有害鳥獣被害対策協議会との間で、適時相談対応がとれること。
- (5)事業実施主体及び地域住民に対して、見積参考資料の業務内容について適切に対応できる者
- (6)次のいずれかに該当する者は、入札に参加する事ができない。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 三原村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は排除措置対象者に該当しないこと。

3. 一般競争入札参加の申請

- (1)入札参加希望者は、下記の期限までに一般競争入札参加申請書一式を提出すること。
 - ① 提出期限：令和 8 年 8 月 24 日 17 時まで
 - ② 提出場所：三原村有害鳥獣被害対策協議会事務局（三原村役場農林業建設課内）

4. 仕様等に関する質問及び回答

(1)質問書の提出について

- ① 提出方法：F A Xのみとする。
- ② 提出先　：三原村有害鳥獣対策協議会（F A X：0880-46-2114）
- ③ 受付期間：公示日から令和 8 年 8 月 20 日（木） 1 7 時まで

(2)質問者への回答について

回答期日 令和 8 年 8 月 21 日（金） 1 7 時までに F A X にて回答する。

※原則、質問者に対してのみ回答する。ただし、事務局で全事業者へ知らせる必要があると判断した場合は、全事業者に回答する。

5. 入札方法等

(1)入札方法等

- ①郵送（一般書留または簡易書留）により入札書を提出すること。
- ②入札は、所定の様式による入札書を作成し、二重封筒（内封筒及び外封筒）により提出すること。
- ③内封筒には入札書を入れ封かんし、物品名・入札者名等を記載すること。
- ④外封筒には朱書きで「入札書在中」と記載すること。
- ⑤入札書には、物件調達にかかる経費及び運搬費用等を含めた総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ⑥提出期限 令和 8 年 8 月 3 1 日（月） 17 時必着
- ⑦提出先　三原村有害鳥獣被害協議会事務局
〒787-0892 高知県幡多郡三原村来栖野 346
- ⑧入札保証金 免除する。

(2)開札日時等 令和 8 年 9 月 1 日（火） 9 時 三原村役場 2 階第 3 会議室

(3)落札者の決定等

- ①予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ②落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、場所及び日時を指定したうえで、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、代表者が出席できず、代理人がくじを引く場合は委任状を提出しなければならない。
- ③くじ引きを辞退又は欠席した場合は失格とする。
- ④結果は文書にて通知する。

6. 入札の無効

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2)金額その他記載事項が明らかでない入札
- (3)同一入札者がした 2 以上の入札

(4)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

7.契約関係

契約の締結は落札日より7日以内とする。

8.契約保証金

免除する。

9. その他

- (1)本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和29年法律第67号）、地方自治法施行令及び三原村契約規則を準用する。
- (2)契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (3)すべての提出書類は、原則返還しない。